

創業をお考えの方、創業後間もない方へ

鶴岡市特定創業支援等事業 **をご活用ください！**

1 特定創業支援等事業とは

創業に必要な【経営】【財務】【販路開拓】【人材育成】等の知識を得られる事業です。本市創業支援機関で支援をしており、支援が完了すると証明書の発行ができるようになります。

特定創業支援等事業を受けた方、証明書が発行された方には創業者向けの支援制度が活用できるなど様々なメリットがあります。

<どういう事業なの？>

- (1) 1か月以上にわたり、1回1時間以上、計4回以上の支援を受ける
- (2) 経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウを習得する ことができる事業です。

※経営、財務、人材育成、販路開拓のノウハウとは、次のような内容を言います。

区 分	内 容
経 営	経営全般、経営理念、経営戦略、事業計画策定等に関すること
財 務	財務、会計、経理、税務、資金繰り・資金調達等に関すること
人材育成	従業員の雇用、人材確保、人事・労務管理、人材育成等に関すること
販路開拓	商品開発、マーケティング、店舗演出、販売促進、販路開拓等に関すること

2 対象者

- (1) 創業を行おうとする方 ：事業を営んでいない個人
- (2) 創業後5年未満の方 ：事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人

※個人事業主からの法人成りの場合、個人事業主の創業日から5年未満を満たす方が対象となります。

3 特定創業支援等事業を受けるメリット

<証明書による支援制度が活用できます>

- (1) 株式会社又は合同会社を設立する際の登録免許税の軽減（これから設立する方）
- (2) 創業関連保証の特例
- (3) 日本政策金融公庫「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の引き下げ対象
- (4) 山形県「開業支援資金」の貸付利率の引き下げ対象

<証明書が補助金の申請に必要な書類となっています>

- (1) 経済産業省（中小企業庁）「小規模事業者持続化補助金（創業型）」の申請をする場合
- (2) 山形県「やまがたチャレンジ創業応援助成金」の申請をする場合
- (3) 鶴岡市「空き店舗解消リフォーム事業補助金」を新規創業者で申請する場合

<支援を受けることで活用できる補助金> 証明書発行は不要です。

- (1) 鶴岡市「新規創業等支援補助金」を新規創業者で申請する場合

※支援制度については特定創業支援等事業や、証明書発行以外にも要件等ありますので、詳細確認をされたい場合は実施機関に直接お問い合わせください。

4 鶴岡市の特定創業支援等事業について

特定創業支援等事業	創業支援機関	認定基準及び時間
創業塾	鶴岡商工会議所	・創業塾を修了する。 ・全日程を受講できなかった場合は、不足する知識を個別相談で補足することで修了とみなすことができる。
若手経営者塾	鶴岡信用金庫	・若手経営者塾を修了する。 ・全日程を受講できなかった場合は、講義映像の視聴または創業個別相談により不足する知識を補足することで条件充足とみなすことが出来るものとする。
創業支援講座	庄内地域産業振興センター	・「起業応援セミナー」又は「起業マネジメント講座」の複数の講座を受講し、創業に必要な知識を修得する。 ※ただし、一部の講座を修了できなかった場合は、その知識についての創業個別相談（不足する時間相当）を受ける。
起業家育成施設事業	庄内地域産業振興センター	・起業家育成施設のスモールオフィスに入居またはワーキングスペースを利用し、1ヶ月以上にわたって4回（1回当たり1時間）以上、庄内地域産業振興センターの継続的な創業支援を受ける。
鶴岡イノベーションプログラム	鶴岡イノベーションプログラム実行委員会	・「アイデア創出セッション」及び「チーム形成セッション」のうち5割、「事業創発セッション」及び「スパーリングセッション」のうち5割参加し、かつ創業個別相談（1回当たり1時間以上）を受ける。
創業個別相談	鶴岡商工会議所、出羽商工会 日本政策金融公庫 山形県信用保証協会 鶴岡信用金庫、荘内銀行 山形銀行、きらやか銀行 庄内地域産業振興センター	・1ヶ月以上にわたり1回1時間程度の講習を4回以上行う。

5 各事業のお問い合わせ先

創業支援機関	電話番号	対応可能な事業
庄内地域産業振興センター	0235-23-2200	起業応援セミナー、起業家育成施設、創業個別相談 等
鶴岡商工会議所	0235-24-7711	創業塾、創業個別相談
出羽商工会	0235-33-2117	創業個別相談
鶴岡信用金庫営業統括部営業推進課	0235-22-2680	鶴岡信用金庫若手経営者塾
鶴岡市商工課	0235-35-1299	鶴岡イノベーションプログラム

本市管内金融機関等（荘内銀行、山形銀行、きらやか銀行、鶴岡信用金庫、日本政策金融公庫酒田支店、山形県信用保証協会鶴岡支店）では創業個別相談を受けることができます。開業資金の融資等活用する際におすすめです。

6 証明書の発行

本市ホームページから様式をダウンロードし、必要事項を記載したものを鶴岡市商工課にご提出ください。（即日発行はできませんので、余裕をもってご提出ください。）

本市特定創業支援等事業全般・証明書発行に関するお問い合わせ先

鶴岡市商工観光部 商工課 〒997-8601 鶴岡市馬場町 9-25
TEL : 0235-35-1299 FAX : 0235-25-7111
E-mail : shoko@city.tsuruoka.yamagata.jp

詳細・様式はこちら→

